

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [団体行動（争議行為）](#) (3)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

団体行動（争議行為） (3)

ストの態様と戦術

1、部分スト、時限スト

ストライキには、全組合員がストに参加する全面ストがあるが、「ノーワーク・ノーペイ」の原則により、賃金は得られないので、それに対する補償も考えなければならない。

また、極めて影響力も大きいので、その実施に向けては慎重な議論と準備が必要である。

「部分スト」とは、一部の組合員だけがストに参加する態様のストライキだ。

「時限スト」とは、時間帯を限って行うストライキであり、その他、「残業拒否闘争」や「出張拒否」という戦術もある。

2、指名スト

特定の労働者のみにストライキさせる「指名スト」もある。

例えば、ある労働者に対して配転命令が出された場合、配転命令に従わなければ、業務命令違反に問われてしまう。

そこで違法な配転命令を争う場合など、当該労働者をストライキに入れることで就労義務を免除させ、業務命令違反を回避して、闘うわけである。

3、怠業（スローダウン）

労務を提供しつつ、作業能率を低下させる「怠業（スローダウン）」という戦術をとることもある。

怠業は、全面的に労務の提供を拒むものではないが、労務を提供しなかった割合により賃金カットされることになる。

4、ピケット

ピケット（ピケ）とは、ストライキを行っている労働者が、ストの効果を高めるために、会社の門前に集結するなどして、労務を提供しようとする非組合員の労働者や管理職、さらには取引業者などに呼びかけて、説得・実力阻止などを行うことをいう。

ピケについては、それが言論による平和的な説得である限り、適法なものとして扱われるが、一定の実力行使が伴う場合などは、違法と取り扱われる可能性がある。

ただし、スト破りなどに対しては、スクラムなどの実力行使は許される。

ストライキを行う場合には、使用者に対して、いつから、どのような規模でストを、どの程度の期間実施するかを通告する必要がある。

労働協約などで定められている場合は、その定めに従う。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録**お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

